四　選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ　支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）

次の(1)から(3)までに掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額

(1)　多子世帯における生計維持者の扶養親族（令第八条の二第四項に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。以下同じ。）である者　十五万四千五百円未満

(2)　公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項第三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。）に在学する者（(1)に掲げる者を除く。）　十五万四千六百円未満

(3)　(1)及び(2)に掲げる者以外の者　五万千三百円未満

ロ　［略］

3・4　［略］

5　第二項第四号イ(1)の「多子世帯」とは、生計維持者の扶養親族の数が三以上である世帯をいう。

（認定の申請等）

**第二十三条の四**　学資支給金の支給を受けようとする者は、機構の定めるところにより、機構に申請するものとする。

2　機構は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者に係る選考を行うものとする。

3　機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第一号及び第二号の選考対象者が次の各号のいずれかに該当した場合に給付奨学生認定を行うべき者（以下この条において「給付奨学生候補者」という。）であると認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨、次の各号のいずれに該当するか及び支給額算定基準額の区分（令第八条の二第一項から第三項までの各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）を通知するものとする。

一　当該選考対象者が、確認大学等の公示対象学部等に入学した場合

二　当該選考対象者が、確認大学等の公示対象学部等以外の学部等に入学した場合

4～6　［略］

7　機構は、前項の規定による届出があった場合であって給付奨学生候補者が第三項の規定により通知された場合のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、当該給付奨学生候補者に対し、給付奨学生認定を行うとともに、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

8　［略］

［項を削る。］

四　選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ　支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）

五万一千三百円未満

［(1)を加える。］

［(2)を加える。］

［(3)を加える。］

ロ　［同上］

3・4　［同上］

［項を加える。］

（認定の申請等）

**第二十三条の四**　学資支給金の支給を受けようとする学生等は、機構の定めるところにより、機構に申請するものとする。

2　機構は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした学生等に係る選考を行うものとする。

3　機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第一号及び第二号の選考対象者が確認大学等に入学した場合に給付奨学生認定を行うべき者（以下この条において「給付奨学生候補者」という。）であると認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨及び支給額算定基準額の区分（令第八条の二第一項から第三項までの各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）を通知するものとする。

［号を加える。］

［号を加える。］

4～6　［同上］

7　機構は、前項の規定による届出があった場合であって給付奨学生候補者が確認大学等に入学したと認めるときは、当該給付奨学生候補者に対し、給付奨学生認定を行うとともに、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

8　［同上］

9　給付奨学生は、在学中に継続して学資支給金の支給を受けようとするときは、機構の定めるところにより、その旨を機構に届け出るものとする。